

令和8年度 中部公民館運営審議会 次第

日 時 令和8年4月15日(水)

午後6時30分

場 所 中部公民館 1階 ホール

○市民憲章唱和

○あいさつ

1 委員の委嘱

(1) 辞令交付

(2) 自己紹介

2 公民館の概要

3 副会長の指名

4 協議事項

(1) 令和8年度中部公民館事業計画(案)

5 その他

連絡先：中部公民館 〒447-0871 碧南市向陽町3丁目48番地

電話 0566-42-8266 ファックス0566-41-9932

電子メール chubuk@city.hekinan.lg.jp

令和8年度 中部公民館運営審議会委員名簿

◎印 会長

| 氏 名    | 役 職 名             | 備 考 |
|--------|-------------------|-----|
| ◎石川 浩興 | 地区連絡委員代表（中央地区正幹事） | ※   |
| 白井 誠   | 地区連絡委員代表（中央地区副幹事） | ※   |
| 光田 庸人  | 地区連絡委員代表（中央地区会計）  | ※   |
| 生田 敏幸  | 地区連絡委員代表（中山区副区長）  | ※   |
| 鈴木 直暁  | 中央中学校P T A副会長     | ※   |
| 齋藤 涼子  | 中央小学校P T A副会長     | ※   |
| 松本 志津代 | スポーツ推進委員代表        |     |
| 升田 悟   | 青少年育成推進員代表        | ※   |
| 加藤 知子  | 青少年育成推進員代表        | ※   |
| 杉浦 民生  | 老人クラブ代表           |     |
| 縦山 建   | 民生児童委員代表          | ※   |
| 堀 久美   | 女性団体代表（天王地区）      | ※   |
| 石附 満江  | 公民館利用団体代表         |     |
| 山岸 芳樹  | 中央中学校長            |     |
| 永坂 茂樹  | 中央小学校長            | ※   |

任 期 1年（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

※は、新委員

先導の方が「碧南市民憲章」と前文、本文の「1（ひとつ）」の列を読み上げます。「1（ひとつ）」に続いて下線が引いてある部分を皆様でご唱和（声を合わせて読み上げて）ください。

へきなん しみん けんしょう  
碧南市民憲章

（前文）

きぬうらこう もんこ ひろ せ かい め  
衣浦港を門戸として、広く世界に目を  
ひら あか きょうど へきなん  
開き、あたたかく明るい郷土「碧南」を  
つくるため、わたくしたちは自治の約束  
けんしょう かか  
として、この憲章を掲げます。

（本文）

ひとつ あんしん す まち  
1. 安心して住める町に  
たいせつ  
いのちを大切にし、  
まいにち  
すこやかな毎日をおくります。

ひとつ かつき まち  
1. 活気ある町に

げんき はたら  
元気で働き、  
ゆたか てい きず  
豊かな家庭を築きます。

ひとつ ころ まち  
1. あたたかい心の町に  
はな あ わ  
話し合いの輪をひろげ、  
しゃかい  
なごやかな社会をつくります。

ひとつ みず あお そら まち  
1. きれいな水と青い空の町に  
しぜん  
自然をだいにし、  
うつく きょうど  
美しい郷土をつくります。

ひとつ せいしん ぶんか まち  
1. 清らかな文化の町に  
わか ちから そだ  
若い力を育て、  
ぶんか きょうよう  
文化と教養のまちをつくりま  
す。

(以上、ありがとうございました)

## 公民館の概要

### 社会教育法（抜粋）

#### （目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### （公民館の事業）

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### （公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

#### （公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

#### 碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

##### （審議会）

第4条 法第29条第1項の規定により別表に掲げる公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### （審議会の委員）

第5条 審議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 地域の活動を行う者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

##### （審議会の会長及び副会長）

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

##### （審議会の会議）

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### （委員の報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

#### 碧南市立公民館の管理に関する規則（抜粋）

（利用者等の遵守事項）

第11条 公民館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、畜類等を携行し、又は伴わないこと。
- (3) 許可を受けないで壁、柱、扉等にはり紙等をしないこと。
- (4) 許可を受けないで物品を展示し、又は販売をしないこと。
- (5) 許可を受けないで署名、募金活動等をしないこと、又はポスター、ちらしその他これらに類するものを配布しないこと。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか公民館の管理上障害となる行為をしないこと。

#### 公民館の使用料（碧南市使用料及び手数料条例第3条 別表1）

| 施設名 | 午前（9～12時） | 午後（1～5時） | 夜間（午後6～9時） |
|-----|-----------|----------|------------|
| ホール | 640円      | 1,030円   | 1,340円     |
| 研修室 | 260円      | 430円     | 560円       |
| 和室1 | 260円      | 430円     | 560円       |
| 和室2 | 260円      | 430円     | 560円       |

\*営利、営業、宣伝の目的で使用する場合は、上記の使用料の2倍とする。

#### 使用料の減免（碧南市使用料及び手数料条例第5条及び同施行規則第3条）

- 1 軽減（半額） 碧南市社会教育関係団体が使用するとき
- 2 免除（全額） 碧南市及び碧南市教育委員会が主催又は共催するとき

## 令和8年度中部公民館事業計画（案）

### 1 会議等

4/15(水) 中部公民館運営審議会  
同日 青少年育成中央地区推進委員会

### 2 自主文化事業

6/6(土) 【高齢者レクリエーション大会】グラウンドゴルフ大会  
7/3(金) 中部公民館まつり準備委員会  
8月予定 中山地区夏祭り  
8月予定 道場山地区夏まつり  
9/4(金) 中部公民館まつり実行委員会  
10月予定 天王地区秋祭り  
11/8(日) 中部公民館まつり  
11/21(土) 【高齢者レクリエーション大会】ペタボード大会

### 3 文化教室

#### (1) 前期文化教室

| 教室名              | 開催                 | 対象・定員                   |
|------------------|--------------------|-------------------------|
| はじめての日舞          | 土 10～11時<br>6回     | 4歳～小学生（2年生までは保護者同伴）・10人 |
|                  | 土 13～14時<br>6回     | 中学生以上・10人               |
| 入門鍵盤ハーモニカ        | 日 13時半～15時<br>4回   | 一般・10人                  |
| 簡単！おいしい！基本の手作りパン | 水・金 9時半～12時半<br>5回 | 一般・15人                  |

#### (2) 秋の文化教室 未定

#### 4 高齢者教室

| 開催日     | 学習内容            | 講師等          |
|---------|-----------------|--------------|
| 5/21 木  | 開講式<br>すこやか健康講座 | 高齢介護課        |
| 6/18 木  | 交通安全教室          | 地域協働課        |
| 9/17 木  | 遺言の書き方          | NPO法人よりそいの会  |
| 10/15 木 | 健康と運動           | 小林記念病院小林明子氏  |
| 11/12 木 | 市政あれこれ          | 市長           |
| 12/17 木 | 一緒に歌おう<br>閉講式   | 鈴木恵美氏、安面由樹子氏 |

#### 5 ロビー展示

壁面、ガラスケースそれぞれに毎月入れ替わりで希望者の作品を展示。

#### 6 広報活動

- (1) 回覧 公民館報（年1回）、公民館だより（年3回程度）
- (2) 小学校から保護者へ配信 子ども居場所づくり事業案内（随時）

#### 7 【参考】青少年育成推進事業予定

こども110番の家スタンプラリー、青少年育成推進だより発行（年2回）、ふれあい子どもクッキング、中部公民館まつり 子どもスタンプラリーコーナー、各行事参加者・中学生ボランティア募集案内送信（学校経由）、愛のパトロール